

園芸施設共済

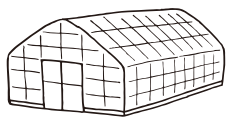
あなたのハウス経営をバックアップ



加入できるもの

特定園芸施設【本体+被覆材】

農作物を栽培するためのプラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス



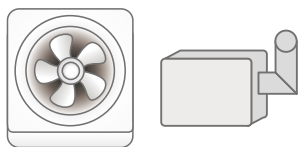
- 所有または管理するハウスの設置面積が0.5a以上（ガラス室は0.25a以上）の方が加入できます。
- ハウスが複数ある場合は、その全てについて加入する必要があります。（ただし、耐用年数が2.5倍以上経過したハウス及び他保険に加入しているハウスについては加入から除外することができます。）
※格納庫や作業場など、農作物の栽培を目的としていないハウスは加入できません。

特定園芸施設の加入を基本に、オプションとして以下の補償内容を組み合わせて加入できます。

附帯施設

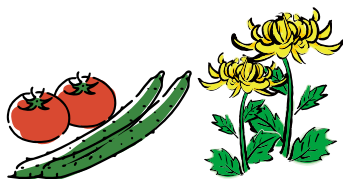
冷暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御装置、カーテン装置など

※埋設されているものは引受できません。



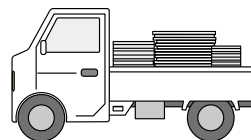
施設内農作物

施設内で栽培される野菜、花き
※収穫物の販売額ではなく、再生産のための生産費の補償となります。



撤去費用

共済事故の発生に伴うハウス本体*の解体や廃材の撤去・処分に要する費用

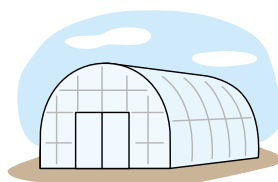


※被覆材を除く

復旧費用

共済事故の発生に伴うハウス本体*の復旧に要する費用

※附帯施設の加入がある場合は、附帯施設の復旧費用も補償対象となります。

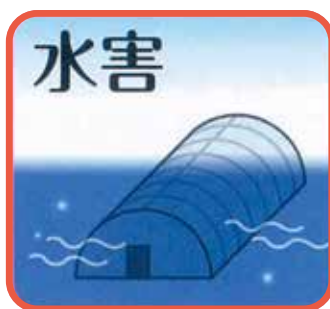


共済責任期間（補償期間）

共済掛金等を納めた日の翌日から1年間となります。

ただし、特定園芸施設の設置期間が周年でない場合等は1年未満となります。

共済事故（支払いの対象となる災害）



- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- (2) 火災
- (3) 破裂及び爆発
- (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6) 鳥獣害
- (7) 病虫害（施設内農作物加入時に限る。）

共済価額（評価額）

補償の対象となる共済価額は、以下の減価償却を反映した時価額です。ただし、被覆材を除く施設本体、附属施設については、加入申し込み時に「復旧費用」を選択（棟ごとに選択可）した場合は、再建築価額の80%を補償します。（復旧費用特約に係る掛金は、全額農家負担になります。）

ハウス本体の時価現存率

ハウス本体（パイプハウス）

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
100%	95%	90%	85%	80%	75%	70%	65%	60%	55%	50%

時価現存率表はハウス本体の種類（ガラス室、鉄骨など）により異なります。

被覆材の経過割合

(ア)

一般軟質フィルム (一般農ビ)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上
	100%	50%	25%

(イ) (ウ) 以外の耐久性軟質フィルム

耐久性軟質フィルム (耐久農PO)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
	100%	71%	50%	35%	25%

(ウ)

耐久性軟質フィルム (塗布型特殊フィルム) (厚さ0.15 mm以上 (耐久農PO))	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
	100%	87%	76%	66%	57%	50%	43%	38%	33%	29%	25%

共済金額（補償額）

災害にあったときに補償される限度額です。

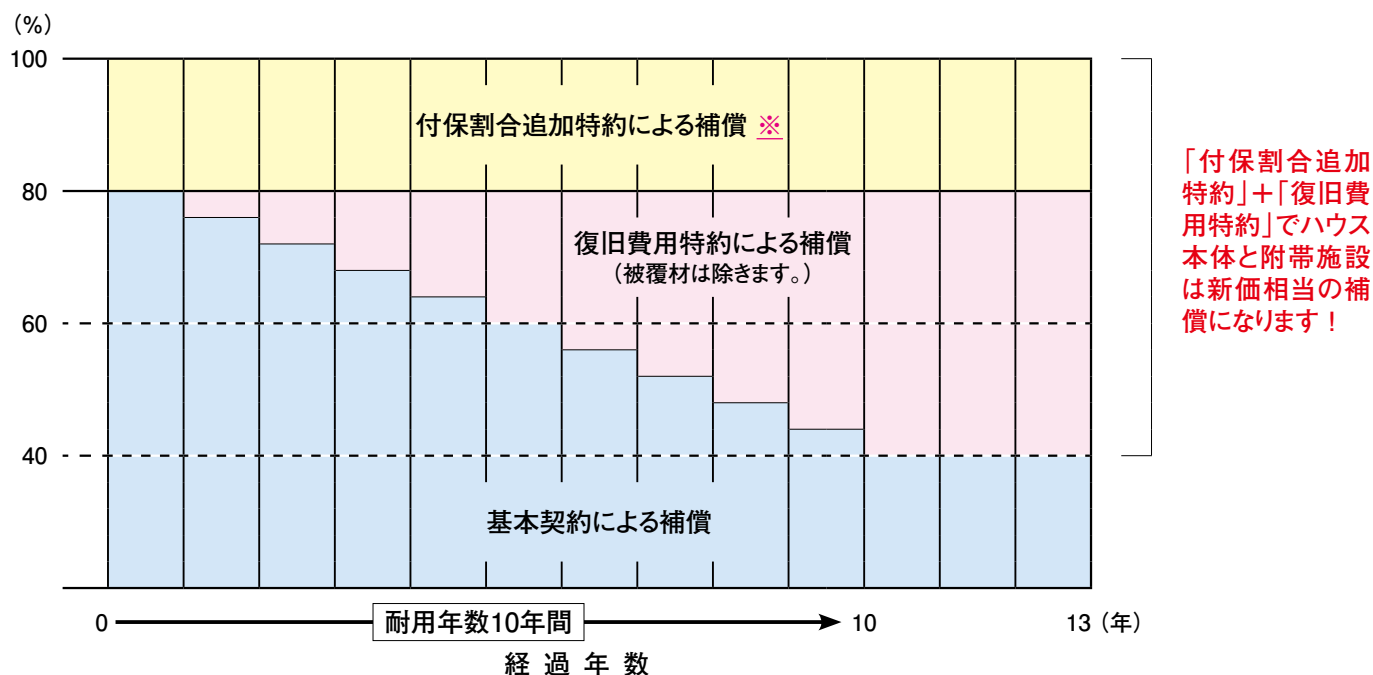
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{共済金額} \\ \hline \text{(補償額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{特定園芸施設} & \text{施設内農作物} & \text{附属施設} & \text{撤去費用} & \text{復旧費用} \\ \hline \text{の時価額} & \text{の時価額} & \text{の時価額} & \text{の時価額} & \text{の時価額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{付保割合} \\ \hline \text{(補償割合)} \\ \hline \text{80\%～40\%} \\ \hline \end{array} \quad \text{※}$$

※付保割合追加特約で、補償を拡充できます！

加入者の申出により、付保割合を90%または100%に引き上げる特約を選択（棟ごとに選択可）することができます。（特約分の掛金は、全額農家負担になります。また、施設内農作物は特約の対象外です。）

「復旧費用特約」、「付保割合追加特約」を選択した場合のハウス本体の補償イメージ

パイプハウス 付保割合100%、復旧費用特約を選択した場合



共済金の支払

共済事故の発生の都度、1棟ごとに損害評価を行い共済金が支払われます。
共済金の支払対象となる基準を、加入申し込み時に次の①～⑤から棟ごとに選択できます。

①損害額が3万円又は共済価額の5%のいずれかを超える場合

②損害額が10万円を超える場合

③損害額が20万円を超える場合

④損害額が50万円を超える場合

⑤損害額が100万円を超える場合

①を選択した場合で、さらに少額からの補償を希望する場合は、**1万円を超える損害から支払われるコースを特約として選択**できます。（特約分の掛金は、全額農家負担になります。）

1 共済金の計算方法

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合（加入申し込み時に選択した割合）}$$

特定園芸施設（本体）の損害額

$$\text{本体の時価額} \times \text{本体損害割合}$$

被覆材の損害額

$$\text{被覆材の時価額} \times \text{被覆材損害割合} \times (1 - \text{自然消耗割合})$$

附帯施設の損害額

$$\text{修繕費（修繕見積額）} \times \text{時価現存率}$$

適用経過月	0～3カ月	4～6カ月	7～9カ月	10～12カ月
一般軟質フィルム	0%	12%	25%	37%
耐久性軟質フィルム	0%	0%	14%	14%

※責任開始日からの経過月に応じ、上記の自然消耗割合が適用されます。
（耐用年数経過後は、自然消耗割合は適用されません。）
※責任開始時に未被覆の場合は、最初の被覆開始日から上表が適用されます。

施設内農作物の損害額

$$\text{施設内農作物価額} \times \text{被害面積割合} \times \text{損害程度割合} \times \text{生育（収穫）経過日数による割合} \times \text{1 - 分割割合（病虫害の場合）}$$

2 撤去費用

- ・ハウス本体（被覆材を除く）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合、または撤去に要した費用が100万円を超える場合に共済金が支払われます。
- ・廃材等の撤去終了後、撤去業者等の領収書等に基づき損害額を算定します。
- ・撤去費用の請求期限は特別な事情が無い限り、事故発生から1年以内です。

3 復旧費用

- ・ハウス本体（被覆材を除く）または附帯施設を復旧した際に共済金が支払われます。
- ・ハウスまたは附帯施設の復旧終了後、再建や修繕をした際の施工業者等の領収書等に基づき共済金を算定します。
- ・復旧作業を業者に依頼せず加入者自身で復旧した場合は、材料費等の請求書等の額に加え、労務費相当額100円/m²が加算して支払われます。
- ・復旧費用の請求期限は特別な事情が無い限り、事故発生から1年以内です。

支払対象とならない事例

- 自然消耗による損害
- 附帯施設の故障（劣化など共済事故以外の原因によるもの）
- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って生じた損害
- 損害発生の通知を怠った場合や、不実の通知をした場合
- 未被覆期間に被覆した状態で異動通知をしないままパイプやビニールに被害を受けた場合
- 故意もしくは重大な過失による損害
- 盗難による損害（いたずら等的人為的損害を含みます）
- 施設内農作物の生理障害、連作障害、薬害等
- 1年以内に同じ棟の同一作物で同一病虫害が発生した場合



共済掛金等

ご負担いただく共済掛金等は、共済掛金と事務費賦課金の合計です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{共済} \\ \text{掛金等} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{共済金額} \times \text{被覆期間の掛金率} \times \text{被覆期間割合} \\ + \\ \text{共済金額} \times \text{未被覆期間の掛金率} \times \text{未被覆期間割合} \end{array} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{短期係数} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{2} + \begin{array}{|c|} \hline \text{事務費} \\ \text{賦課金} \\ \hline \end{array}$$

※事務費賦課金は被覆期間に対し賦課されます。

ポイント 1

共済掛金の半分は国が負担します。

加入年度ごとに共済金額の合計が1億6千万円まで（ただし、復旧費用特約は全額農家負担となります。）

ポイント 2

ご負担の共済掛金は、必要経費として認められています。

ポイント 3

危険段階が適用されます。

過去の被害率に応じて、加入者ごとに掛金率が設定されます。

ポイント 4

共済掛金等の割引措置があります。

- 集団加入や施設の補強を行うことで、共済掛金及び事務費賦課金が割引されます。詳しくは、7ページをご覧ください。
- 4ページの共済金の支払いの対象となる基準で②～⑤を選択した場合は掛金が安くなります。

園芸施設共済の補償額(共済金額)と共済掛金例

パイプハウス (97㎡)
(3間×10間)

〈付保割合：80%を選択した場合〉
〈1万円の損害から支払われる特約を選択した場合〉
〈被覆物：耐久農PO 押さえ材：ビニペット〉

周年被覆の場合

単位：円

加入例	設置後 1 年未満 (時価現存率 100%)				設置後 5 年以上～6 年未満 (時価現存率 75%)				設置後 10 年以上 (時価現存率 50%)			
	共済金額	農家掛金	賦課金	合計	共済金額	農家掛金	賦課金	合計	共済金額	農家掛金	賦課金	合計
12 ヶ月被覆	398,600	5,928	611	6,539	327,789	4,876	611	5,487	256,980	3,822	611	4,433

パイプハウス (97㎡) (育苗ハウス)
(3間×10間)

〈付保割合：80%を選択した場合〉
〈1万円を超える損害から支払われる特約を選択した場合〉
〈被覆物：一般農ビ 押さえ材：パッカー〉

短期被覆の場合

単位：円

加入例	設置後 1 年未満 (時価現存率 100%)				設置後 5 年以上～6 年未満 (時価現存率 75%)				設置後 10 年以上 (時価現存率 50%)			
	共済金額	農家掛金	賦課金	合計	共済金額	農家掛金	賦課金	合計	共済金額	農家掛金	賦課金	合計
4 ヶ月被覆	344,710	1,754	203	1,957	273,900	1,393	203	1,596	203,090	1,033	203	1,236
8 ヶ月未被覆												

※上記は新規で加入する場合の補償額(共済金額)と共済掛金の目安です。
※被覆物は新品で試算しております。

掛金等の割引措置について

集団加入等により、掛金・事務費賦課金が割引されます！

集団加入割引

1 集団加入による共済掛金の割引

以下の要件を満たせば、共済掛金の**5%**が割引とします。

- ア 加入資格者が構成員となっている団体において、当該構成員が園芸施設共済に加入する旨の取り決めを行い、園芸施設共済への一斉加入受付の実施及びハウスの補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結していること。
- イ 一斉加入受付を実施し、園芸施設共済に加入申し込みを行うこと。
- ウ 一斉加入受付により、園芸施設共済の加入割合が、一斉加入受付前より増加し、かつ加入割合が**8割**を超えること。

2 一斉加入受付による事務費賦課金の割引

組合と上記の協定を締結した団体が一斉加入受付を実施した場合、加入者の事務費賦課金を割引します。

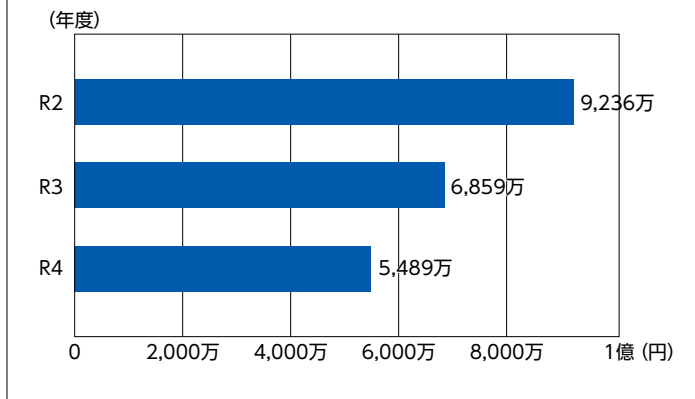
- (1) 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → **20%**割引
- (2) 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合 → **10%**割引

特定の園芸施設の共済掛金を割引

プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設（40-2型）の共済掛金率を**15%**割引します。

プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）のうち、骨格の主要部分が19.1mm～25.4mmの径のパイプにより造られている施設（40-1型）で、ある一定基準の補強材が使用されている施設の共済掛金率を**15%**割引します。

過去3年の共済金支払実績



▲雪で倒壊したハウス



▲台風で吹き飛ばされたハウス



▲強風により被覆材に被害を受けたハウス

NOSAI からのお願い

次の場合は、速やかに組合へ連絡をお願いします。

- 加入している園芸施設に被害が発生した場合
- 園芸施設を増改築、譲渡、解体などした場合
- 加入申し込みの際に申告した被覆期間や被覆材の種類に変更が生じた場合

注意！ 被害や異動の連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われない場合があります。

お問い合わせ・お申し込みは

下記の無料通話サービスをご利用ください。

(※おかけ間違いにご注意ください。また、つながりにくい場合は、代表番号または直通番号へおかけください。)

県南支所 0120-059-431 0224-63-2012 (代) 中央支所 0120-832-141 0229-87-8274 (直)

県北支所 0120-818-413 0220-22-8416 (直) 本所 0800-170-6701 0229-87-8285 (直)

ホームページ (<https://www.nosaimiyagi.or.jp/>)

